飲食料品に係る２年間の
消費税率引下げ
に伴い

# 免税事業者が課税事業者となる場合などの実務上の留意点

国税庁
令和8年11月

本リーフレットは、令和8年10月9日に国会に提出された「租税及び社会保険料による負担の軽減のための飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の支給に関する法律案」の内容を説明したものです。説明内容は、今後、法案が審議を経た上で可決・成立した場合のものです。

- 消費税の納付税額は、**売上げに係る税額**から**仕入れに係る税額**を控除（仕入税額控除）して計算します。そのため、**仕入れ（経費）に係る税額の方が大きい場合、還付が生じます**。
- 消費税率引下げに伴い、飲食料品の販売を行う事業者は、仕入れが標準税率（10%）で売上げが税率１%となる場合、課税事業者として一般課税（本則課税）で申告することで、消費税の還付を受けられる可能性があります。
- **免税事業者が、還付を受ける**には、**次の２つの方法**があります（令和９年中に課税事業者となる例）。

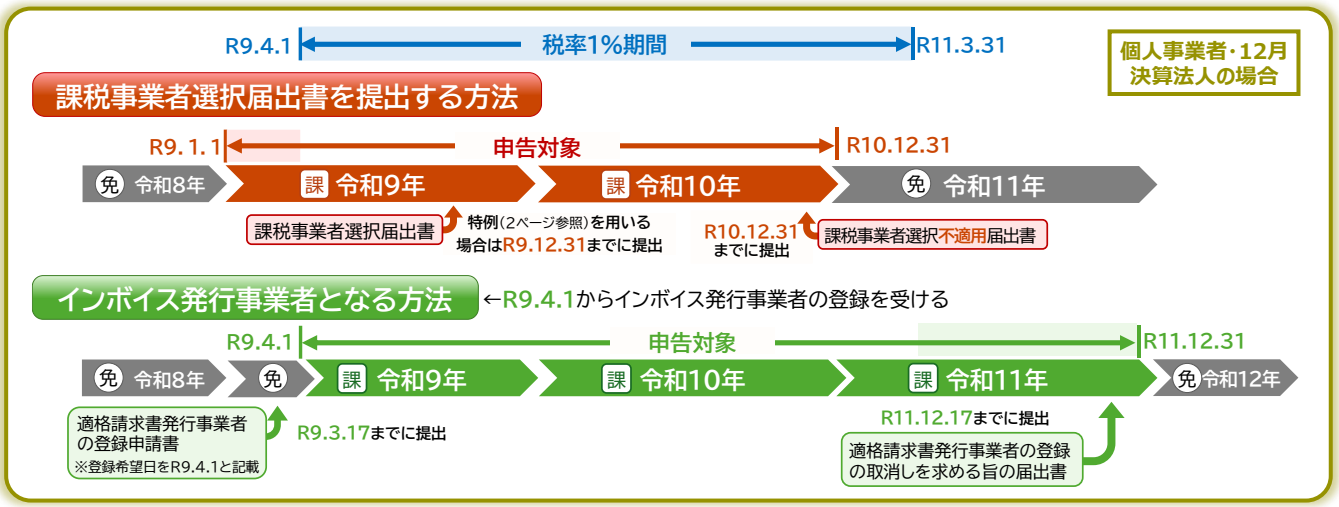


- これらの方法による場合、税率１%の期間と申告対象の期間に、ズレが生じることになります。このため、**「課税期間の特例」制度**（詳しくは４ページ参照）**を活用**することで、**これらの期間を合わせる**こともできます。
- 例えば、税率引下げを機に課税事業者となり、**課税期間の特例（例えば、３月ごと）**を適用して、税率引下げ終了時に免税事業者に戻る場合、**申告対象となる期間に次のような違い**が生じます。

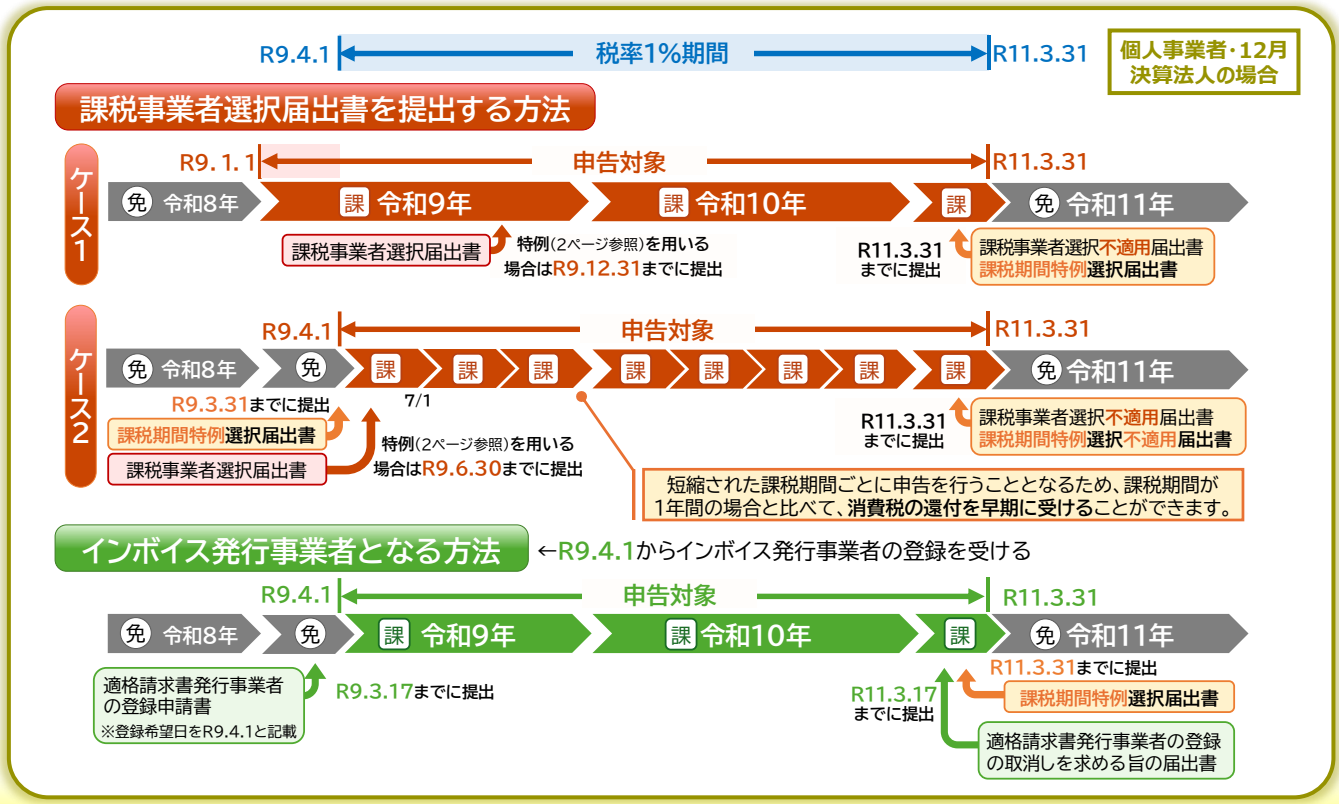

# 1　消費税課税事業者選択届出書を提出する方法

消費税率引下げに当たり**特例**が設けられ、飲食料品の販売を行う免税事業者が、**令和９年４月１日の属する課税期間中**※に、その課税期間から課税事業者となることを選択する旨を記載した「**課税事業者選択届出書**」**を提出**すれば、その課税期間から課税事業者となることができます。

※　**課税期間の末日**は「提出期限」ではないため、その日が土日祝日の場合でもその翌日に**延長されません**。また、**発信主義が適用**されます（郵便等による場合はその郵便物等の通信日付印により表示された日に提出されたものとみなされます。）。




【届出書の記載イメージ】

様式ID　NTA1SHZ120010011　★

消費税課税事業者選択届出書

下記のとおり、納税義務の免除の規定の適用を受けないことについて、消費税法第９条第４項の規定により届出します。

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ① 適用開始課税期間 | 自 | N01 | 元号 | 年 | 月 | 日 | 至 | N02 | 元号 | 年 | 月 | 日 | | |
| | | | 令和 | 9 | 1 | 1 | | | 令和 | 9 | 12 | 31 | | |
| ② ①の期間の基準期間 | 自 | N03 | 元号 | 年 | 月 | 日 | 至 | N04 | 元号 | 年 | 月 | 日 | | |
| | | | 令和 | 7 | 1 | 1 | | | 令和 | 7 | 12 | 31 | | |
| ③ ②の期間の総売上高 | G01 | x,xxx,xxx | 円 | ②の期間の課税売上高 | | | | G02 | x,xxx,xxx | 円 | | | | |
| 【個人】生年月日<br>【法人】設立年月日 | N05 | 元号 | 年 | 月 | 日 | 事業内容 | E08 | ●●農家 | | | | | | |
| | | 昭和 | x | x | x | | | | | | | | | |
| 【法人】事業年度 | 自 | U01 | 月 | 日 | 至 | U02 | 月 | 日 | 【法人】資本金 | G03 | | 円 | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |

1＝事業開始、2＝設立、3＝相続、4＝合併、5＝分割、6＝特別会計、7＝その他

| 届出区分 | G04 | 7 | 参考事項 | E09 | 飲食料品特例 |
|---|---|---|---|---|---|

「参考事項」欄に「飲食料品特例」と記載

## この例における令和９年(課税事業者を選択した課税期間)のチェックポイント

☑ **令和９年１月から３月までの間に行う飲食料品の販売**（税率８％）についても申告の対象となる。

☑ **課税期間の特例を適用**し、税率引下げが始まる**令和９年４月１日から課税事業者となることも可能**。この場合、同年３月31日までに「課税期間特例選択届出書」を提出する（ただし、申告回数が増える点に留意）。

※　課税期間の特例の適用を受ける課税期間（年又は事業年度の途中におけるその適用・不適用により、一の課税期間とみなされる課税期間を含む。）は、３割特例（適用対象は個人事業者の令和９・10年分）の適用不可。

☑ **令和８年12月31日**（課税事業者となる日の前日）**に所有する棚卸資産**のうち、免税事業者の期間に行った課税仕入れがある場合、その明細書を保存することで、その棚卸資産の課税仕入れの税額を令和９年の仕入控除税額に加算できる。

☑ 課税事業者選択届出書は、**その提出ができる期間中**（上記例の場合、令和９年末まで）**は取下げが可能**。

※　取下書の書式は定められていないため、取下げ対象となる届出書の提出日や提出方法（書面又はe-Tax）、届出書の名称、届出者の氏名（名称）・納税地及びその届出書を取り下げる旨を記載して、提出する。なお、取下書の提出日は、所轄の税務署に書類が到達した日となる（到達主義）。

## この例において課税事業者をやめる場合のチェックポイント

☑ 課税事業者の選択をやめようとする場合（原則として２年間は免税事業者に戻れない。**２年縛り**）、そのやめようとする課税期間の初日の前日まで（例えば、令和11年から免税事業者となろうとする場合、令和10年中）に「**課税事業者選択不適用届出書**」を提出する。

※　基準期間の課税売上高が1,000万円以下であるなど、課税事業者を選択していなければ免税事業者となる課税期間であることが前提。

※　令和11年も課税事業者を選択し続ける場合、同年４月から12月までの間に行う飲食料品の販売（税率８％）についても申告の対象となる。

☑ **課税期間の特例を適用**し、税率引下げが終了した**令和11年４月１日から免税事業者となることも可能**。この場合、同年３月31日までに「課税事業者選択不適用届出書」及び「課税期間特例選択届出書」を提出。

※　課税期間の特例の適用をやめようとする場合、そのやめようとする課税期間の初日の前日までに、「課税期間特例選択不適用届出書」を提出（原則として２年間はその特例の適用をやめることはできない。そのため、課税事業者に該当する場合、令和13年３月までの期間は、その短縮した課税期間ごとに申告が必要。）。

☑ 「課税事業者選択届出書を提出した事業者が、令和９年又は令和10年に、**調整対象固定資産**（棚卸資産以外の固定資産で税抜100万円以上のもの）」又は「課税事業者が**高額特定資産**（税抜1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産）」**の仕入れ**等を行い、かつ、その仕入れた日の属する課税期間の確定申告を一般課税で行った場合（還付申告を含む。）、その仕入れ等を行った課税期間の初日から**原則として３年間は、免税事業者となることはできない**（**３年縛り**）。

☑ 課税事業者が**免税事業者となった日の前日において所有する棚卸資産**のうち、免税事業者となる課税期間の直前の課税期間中に仕入れた棚卸資産についての課税仕入れの税額は、その課税期間の仕入控除税額に含まれない。

## 2　インボイス発行事業者の登録に係る経過措置を適用する方法

免税事業者は、「**適格請求書発行事業者の登録申請書**」**のみを提出**すれば、**登録希望日**（この申請書の提出日から15日以後の登録を受ける日として事業者が希望する日）**から課税事業者**（インボイス発行事業者）**となる経過措置**があります。この経過措置を適用すれば、令和９年の任意の日（例えば、税率引下げにあわせて４月１日）から課税事業者となることもできます※（この登録を受けた場合、原則としてインボイスを交付する義務等が課されます。）。

※　**登録希望日**は「提出期限」ではないため、その日が土日祝日の場合でもその翌日に**延長されません**。また、**発信主義が適用**されます（郵便等による場合はその郵便物等の通信日付印により表示された日に提出されたものとみなされます。）。

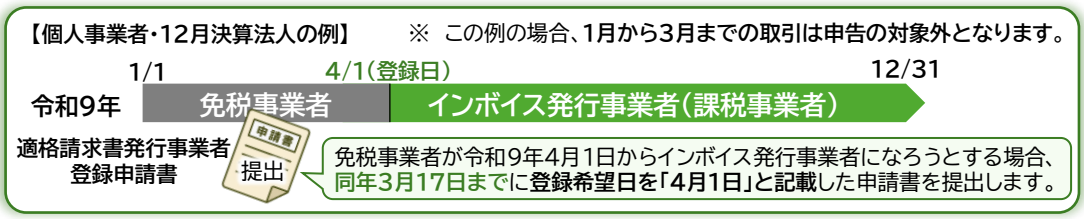


**申請書の記載例**については、こちらをご確認ください。

（国税庁HP）

### この例における令和９年（インボイス発行事業者の登録を受けた年）のチェックポイント

☑ **令和９年３月31日**（登録日（課税事業者となる日）の前日）**に所有する棚卸資産**のうち、免税事業者の期間に行った課税仕入れがある場合、その明細書を保存することで、その棚卸資産の課税仕入れの税額を令和９年の仕入控除税額に加算できる。

☑ 適格請求書発行事業者の登録申請書は、**登録通知日**（登録希望日より前に登録通知を受けた場合は登録希望日の前日）**までは取下げが可能。**

※　取下書の書式は定められていないため、取下げ対象となる申請書の提出日や提出方法（書面又はe-Tax）、申請書の名称、申請者の氏名（名称）・納税地及びその申請書を取り下げる旨を記載して、提出する。なお、取下書の提出日は、所轄の税務署に書類が到達した日となる（到達主義）。

### この例において課税事業者をやめる場合のチェックポイント

☑ 免税事業者に戻ろうとする場合（この経過措置の適用を受ける場合、原則として登録日以後２年を経過する日の属する課税期間までは免税事業者に戻れない。）、免税事業者になろうとする課税期間の初日から起算して15日前の日（例えば、令和12年から免税事業者になろうとする場合、令和11年12月17日）までに「**適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書**」を提出する。

※　基準期間の課税売上高が1,000万円以下であるなど、インボイス発行事業者でなければ免税事業者となる課税期間であることが前提。

※　令和11年４月から12月までの間に行う飲食料品の販売（税率８％）についても申告の対象となる。

※　免税事業者になろうとする課税期間の初日から起算して**15日前の日**は、提出期限ではないため、その日が土日祝日の場合でもその翌日に**延長されない**。また、**発信主義が適用**される（郵便等による場合はその郵便物等の通信日付印により表示された日に提出されたものとみなす。）。

☑ **課税期間の特例を適用**し、税率引下げが終了した**令和11年４月１日から免税事業者となることも可能**。この場合、同年３月17日までに「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を、同年３月31日までに「課税期間特例選択届出書」をそれぞれ提出。

※　課税期間の特例の適用をやめようとする場合、そのやめようとする課税期間の初日の前日までに、「課税期間特例選択不適用届出書」を提出（原則として２年間はその特例の適用をやめることはできない。そのため、課税事業者に該当する場合、令和13年３月までの期間は、その短縮した課税期間ごとに申告が必要。）。

※　課税期間の特例の適用を受ける課税期間（年又は事業年度の途中におけるその適用・不適用により、一の課税期間とみなされる課税期間を含む。）は、３割特例（適用対象は個人事業者の令和９・10年分）の適用不可。

☑ 課税事業者が**高額特定資産**（税抜1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産）**の仕入れ**等を行い、かつ、その仕入れた日の属する課税期間の確定申告を一般課税で行った場合（還付申告を含む。）、その仕入れ等を行った課税期間の初日から**原則として３年間は、免税事業者となることはできない**（**３年縛り**）。

☑ 課税事業者が**免税事業者となった日の前日において所有する棚卸資産**のうち、免税事業者となる課税期間の直前の課税期間中に仕入れた棚卸資産についての課税仕入れの税額は、その課税期間の仕入控除税額に含まれない。

## 参考 簡易課税から一般課税になるための届出について

消費税率引下げに当たり特例が設けられ、飲食料品の販売を行い、かつ、簡易課税制度の適用を受けている事業者が、**令和９年４月１日の属する課税期間中**※に、その課税期間から簡易課税制度の適用をやめようとする旨を記載した「**簡易課税制度選択不適用届出書**」**を提出**すれば、その課税期間から一般課税により申告することができます。

※　**課税期間の末日**は「提出期限」ではないため、その日が土日祝日の場合でもその翌日に**延長されません**。また、**発信主義が適用**されます（郵便等による場合はその郵便物等の通信日付印により表示された日に提出されたものとみなされます。）。

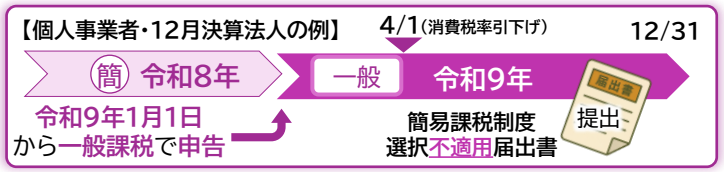


【届出書の記載イメージ】




「参考事項」欄に「飲食料品特例」と記載

☑ 簡易課税制度選択不適用届出書は、**その提出ができる期間中**(上記例の場合、令和９年末まで)**は取下げが可能**。

※　取下書の書式は定められていないため、取下げ対象となる届出書の提出日や提出方法（書面又はe-Tax）、届出書の名称、届出者の氏名（名称）・納税地及びその届出書を取り下げる旨を記載して、提出する。なお、取下書の提出日は、所轄の税務署に書類が到達した日となる（到達主義）。

- この場合、税率１％の期間と一般課税により申告する期間に、ズレが生じることになります。このため、「**課税期間の特例**」**制度**（詳細は下記参照）**を活用**することで、**これらの期間を合わせる**こともできます。
- 例えば、税率引下げを機に一般課税により申告し、**課税期間の特例（例えば、３月ごと）**を適用して、税率引下げ終了時に簡易課税制度を改めて選択する場合の例は、次のとおりです。

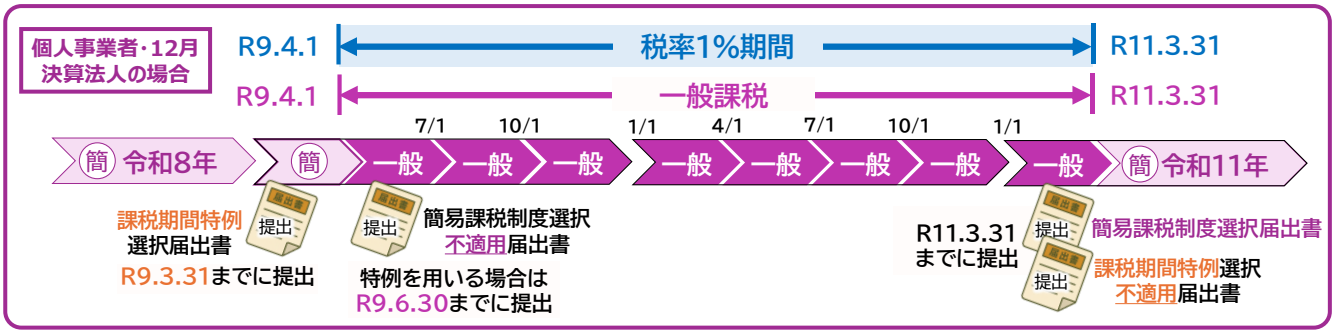


☑ **一般課税から簡易課税になる**ための届出については、**原則どおり、その適用を受けようとする課税期間の初日の前日まで**に「**簡易課税制度選択届出書**」を提出する。

☑ 課税事業者が**高額特定資産**（税抜1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産）**の仕入れ**等を行い、かつ、その仕入れた日の属する課税期間の確定申告を一般課税で行った場合（還付申告を含む。）、その仕入れ等を行った課税期間の初日から**原則として３年間は、**「簡易課税制度選択届出書」の提出が制限される（**３年縛り**）。

## 参考 課税期間の特例について

- 「課税期間」は、**原則として１年間**（個人事業者は暦年、法人は事業年度）となりますが、「**課税期間特例選択届出書**」を提出することで、「**３月ごと**」又は「**１月ごと**」に短縮することができます（**課税期間の特例**）。
- 課税期間の特例の適用を受けた場合、**短縮された課税期間ごとに確定申告を行うこととなる**ため、課税期間が１年間の場合と比べて、消費税の**還付を早期に受けることができます。**

（注）　課税期間の特例の適用をやめようとする場合には、「課税期間特例選択不適用届出書」を提出する必要がありますが、この特例の適用を受けてから２年間は、特例の適用をやめることはできません。

